



暑中お見舞い申し上げます！

発行元：中山優子法務事務所
〒810-0001
福岡市中央区天神4-5-10-704
TEL：092-707-3617 FAX：092-707-3618

NEWS LETTER



母が6月17日に亡くなりました。4月下旬に倒れ、入院をしてから約2か月、あつという間でした。倒れる3日前まで保育園のお迎え等手伝ってくれていたのに、急な入院に心が追いつかず現実を受け入れることが大変でした。脳出血と多発性脳腫瘍で、完治の見込みがないことが分かり、介護状態になるのは必須でしたので、(すでに失語症となっていたので会話もできません)介護認定申請、施設探し、実家の整理など5月は奔走しておりました。

6月に医学的に正式な病名が分かり、余命宣告をされたので、緩和ケア病棟への転院手続きを行っていた矢先に亡くなりました。(享年70歳)

その後は私が喪主となり通夜や葬儀など無事に執り行い、見送ることができました。

そして昨日、49日法要を終え、ひと段落しましたが、これからは相続手続きや納骨などまだやること沢山です。行政書士として数年前まで「相続と遺言」の業務を頻繁に行っていましたが、まさかこんなに早く自分の身に起こるとは、。突然の母の入院や死を通じて、「生前整理」の重要性を改めて感じたのでした。

7月に妹と母との思いで巡りの旅へ母の故郷でもある「大阪」と「京都」へ行ってきました。(相続手続きに必要な戸籍収集もかねて)旅の間、妹の服装がほぼ母のもので笑いました。母の好きなと焼き居酒屋にて母の好きだった日本酒も飲んだりして妹と語り明かしました。きっと母も喜んでくれていると思います。



相続を「想続」にするために・・・

業務内容が個人→個人事業主&法人様向けになったことから、最近では相続や遺言の手続きを業務で取り扱っていなかったのですが、自分の身に起こったことで改めて感じることもありましたので、ご案内します。

戸籍収集も終わり、私と妹の2人が相続人確定なので、辛い揉めることはなさそうですが、相続は「トラブル」が本当につきもの。(私が業務で扱いたくなかったのもトラブルに巻き込まれることが多いからです)

仲良かった兄弟姉妹や親子が、決して多くない相続財産をめぐってトラブルに発展することが多いのです。

事由の一例です↓

- ・遺言書がなく、財産分けが話し合いに委ねられているため、相続人代表者が自分に都合のよい分割をおこないがち。
- ・相続人の配偶者等第三者が口を出してくる。
- ・不動産など、分けるのが容易でない相続財産がある。
- ・相続財産である不動産に相続人が居住している。
- ・個人事業主の相続手続き(事業承継が困難)
- ・戸籍を遡ると、会ったことのない相続人が存在していた。
- ・子どもがいない夫婦で相続が発生した場合の親とのトラブル
- ・兄弟姉妹が相続人の場合、お互いに抱いていた潜在的不満の顕在化
- ・亡くなった人が飼っていたペットの世話問題 など



法的な予防策としては「遺言書」を活用されることをお勧めしております。遺言書で一番安全なものは公証役場で公証人のお墨付き&保管してもらえる「公正証書遺言」ですが、公証役場へ何度も足を運んだり、証人2名を手配するなど少々手間とお金がかかります。現在は「自筆証書遺言」を法務局で保管してくれる制度もあるので、うまく活用されるといいですね。ただ、遺言書は遺産分割の計画書だけで終わらせるのではなく、「付言事項」として、いわゆる「メッセージ」を自由に記載することが大切です。心の財産も記載することをぜひお忘れなく。

遺言書作成は、行政書士や司法書士等の専門家へ依頼することが可能です。トラブル防止対策を講じた遺産分割又は遺贈等様々な方法を提案してくれます。(相続税の対策を考える場合は税理士も相談要)

また、昨今は「信託」という方法もありますので、専門家へご相談ください。

遺産分割以外については「エンディングノート」をぜひ活用されてください。加入している保険の情報、希望する葬儀方法(葬儀社)、お墓、遺影の写真、所有している財産、友人の名前や連絡先など、様々な情報を記載しておくものです。

これがあると残された遺族は故人の状況や意思が分かるので、スムーズに事務手続きができます。色々なエンディングノートが市販されていますよ。(ここで遺産分割のことを書いても法的効力はありませんのでご注意ください)

体はいつだって健康だった母でしたが、脳腫瘍になり、自分の意思を伝えることができなくなったままこの世を去りました。近年、原因不明の脳腫瘍や脳出血で認知機能が損傷するケースは増えているそうです。なので、こういう準備は「元気な時」に行うことが賢明だと感じます。(病気になるマイナス思考になるので遺言どころではなくなる)

葬儀・法要を終えた後も、遺族が定期的集まり、仲良くお墓参りをし、いつまでも亡くなった方への想いを皆で語れるような「想続」こそが本来の供養の在り方だと思います。

相続人がスムーズに手続きができるよう、相続トラブルにならないよう、ぜひ対策を講じてみてください。